

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年2月17日（令和2年（行情）諮問第61号）

答申日：令和2年8月6日（令和2年度（行情）答申第214号）

事件名：平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点の点数の根拠が分かる資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点の点数の根拠がわかる資料及びK001浸潤麻酔の算定要件の変更に関する議事録や打ち合わせ記録など経緯がわかる資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月15日付け厚生労働省発保0815第1号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分庁は、不開示とした理由を「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため」としているが、審査請求人は、本件対象文書が存在しないならば、公文書等の管理に関する法律の規定に違反していると考え、以下、その理由を述べる。

ア まず、①「平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点」は、平成30年厚生労働省告示第43号（以下「30年告示」という。）別表第二歯科診療報酬点数表（以下「30年度歯科点数表」という。）において定められており、②「K001浸潤麻酔の算定要件」は、平成30年3月5日付け保険局医療課長通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項に

ついて」別添2（以下「30年通知」という）において定められている。

イ そして、告示及び通達の制定又は改廃及びその経緯の保存期間については、厚生労働省行政文書管理規則（平成23年厚生労働省訓第20号。以下「文書管理規則」という。）別表第1「行政文書の保存期間基準」14及び保険局医療課の標準文書保存期間基準（保存期間表）7（1）及び（2）において、10年間とされている。

さらに、診療報酬改定に関する審議会（中央社会保険医療協議会）等の文書については、文書管理規則別表第2「保存期間満了時の措置の設定基準」21及び保険局医療課の標準文書保存期間基準（保存期間表）10（2）において、保存期間の満了後、独立行政法人国立公文書館に移管する取扱いとされている。

ウ 2019年8月6日、処分庁は審査請求人に対し、①「平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点の点数の根拠がわかる資料」については、「平成30年度の診療報酬改定では点数自体は変わっていないため資料がない」、②「K001浸潤麻酔の算定要件の変更に関する議事録や打ち合わせ記録など経緯がわかる資料」については、「従来の取扱いに合わせて通知を整理し、明確化しただけのことで、議事録等は存在しない」との説明を行った。

エ しかし、①K001浸潤麻酔の点数については、平成22年厚生労働省告示第69号（以下「22年告示」という。）において23点から30点に変更がなされており、10年間の保存期間内であることから、告示の改廃及びその経緯に関する行政文書は保存されているはずである。

また、②K001浸潤麻酔の算定要件についても、30年通知で変更されている以上、通達の改廃のための決裁文書が保存されているはずである。

オ 以上のことから、本件対象文書が不存在であれば、公文書等の管理に関する法律及び同法に基づく文書管理規則の規定に違反している。改めて本件対象文書を探索、特定し、全て開示するとの決定を求める。

（2）意見書

審査請求人は、22年告示に関する文書のうち、本件開示請求に係る部分を本件対象文書として特定し、開示するよう求める。以下、その理由を述べる。

ア 本件開示請求に係る「22年告示に関する文書」は存在していること。

諮問庁は、理由説明書（下記第3。以下第2及び第5において同

じ。) 3 (3) イにおいて、「22年告示に関する文書は、審査請求人が開示請求した『平成30年4月診療報酬改定における点数の根拠がわかる資料』には該当しない」旨説明している。つまり、本件開示請求に係る「22年告示に関する文書」は存在するが、本件対象文書には該当しないと説明している。

イ 「22年告示に関する文書」は本件対象文書に該当すること。

諮問庁は、理由説明書3(3)アにおいて、「『①平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点』は、30年度歯科点数表において定められている」ことは、事実であると認めている。

30年告示は、平成20年3月5日付け厚生労働省告示第59号(以下「20年告示」という。)の一部を改正する告示であり、同様に、22年告示も、20年告示の一部を改正する告示である。つまり、22年告示は、30年告示に関連する告示であり、今後、諮問庁が平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔の点数(30点)の見直しを行う場合には、「22年告示に関する文書」を根拠として点数の見直しを行うのであるから、「22年告示に関する文書は、審査請求人が開示請求した『平成30年4月診療報酬改定における点数の根拠がわかる資料』には該当しない」とする諮問庁の主張は失当である。

ウ 以上のことから、22年告示に関する文書のうち、本件開示請求に係る部分を本件対象文書として開示するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、令和元年7月19日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年11月15日付け(同月18日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であると考ええる。

3 理由

(1) 診療報酬改定について

診療報酬とは、保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービス(療養の給付)に対する対価として保険者から受け取る報酬である。その報酬額は、健康保険法(大正11年法律第70号)等の関係法令に基づき、診療報酬点数表として厚生労働省告示等で定められており、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会の議論を踏まえ、2年ごと

に診療報酬点数等の改定を行うこととされている。

(2) 平成30年度診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔の点数等に関する資料について

歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔の点数(30点)について、審査請求人から本件開示請求文言において指定された平成30年度診療報酬改定においては、点数の見直しを行っていない。また、30年通知等で示される算定要件についても、従来の取扱いの整理・明確化を行ったのみで変更を行っていない。したがって、これらに関する資料を作成又は取得した事実はない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)。以下第3及び第5において同じ。)アにおいて、「『①平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点』は、30年度歯科点数表において定められており、②『K001浸潤麻酔の算定要件』は、30年通知において定められている」旨主張する。

しかしながら、上記①及び②のとおり定められていることは事実であるが、上記(2)のとおり、平成30年度診療報酬改定においては当該点数の見直しを行っていないことから、「点数の根拠がわかる資料」は存在しない。また、算定要件についても、従来から、歯科診療報酬点数表M001-2う蝕歯即時充填形成、M001-3う蝕歯インレー修復形成について、「麻酔(中略)の費用は、所定点数に含まれる」とされ、麻酔の費用は算定できない取扱いであるものを、K001浸潤麻酔についても、「区分番号M001-2に掲げるう蝕歯即時充填形成及び区分番号M001-3に掲げるう蝕歯インレー修復形成は、浸潤麻酔が含まれ別に算定できない」として明確化したものであり、算定要件の変更を行っていないため、「算定要件の変更に関する議事録や打ち合わせ記録など経緯がわかる資料」は存在しない。

したがって、このことを理由として本件対象文書が存在するとする審査請求人の主張は、失当であるとする。

イ 審査請求人は、審査請求書イ及びエにおいて、「告示及び通達の制定又は改廃及びその経緯の保存期間については、(中略)10年間とされている」、「①K001浸潤麻酔の点数については、22年告示において23点から30点へ変更されており、10年間の保存期間内であることから、告示の改廃及びその経緯に関する行政文書は保存されているはずである」、「K001浸潤麻酔の算定要件についても、30年通知で変更されている以上、通達の改廃のための決裁文書が保存されているはずである」旨を主張する。

しかしながら、22年告示に関する文書は、審査請求人が開示請求した「『平成30年4月診療報酬改定における』点数の根拠が分かる資料」には該当せず、また、平成30年度診療報酬改定においては算定要件の変更を行っていないことから、30年通知に関する文書は、「算定要件の変更に関する議事録や打ち合わせ記録など経緯がわかる資料」には該当しない。したがって、審査請求人の主張はいずれも失当であると考ええる。

(4) 審査請求人への連絡等の状況について

処分庁では、原処分を決定するに当たり、事前に審査請求人に連絡を行っており、開示可能な行政文書を特定するため聞き取りを実施しているが、その際に審査請求書にあるような主張等は一切なく、審査請求書ウにも記載のあるとおり、処分庁としての考えを伝えた上で、やむを得ず不開示決定を行った。

本件審査請求を受けて、諮問庁から審査請求人に改めて連絡を行い、原処分決定前の連絡時には、審査請求人から上記(3)イに引用するような主張がなかったため、その時点で開示請求に係る行政文書の内容を補正するよう依頼することは不可能である旨説明するとともに、審査請求書ア等において初めて開示を求める対象として指定された告示や通知に関する決裁文書は存在しており、当該文書を特定したうえで新たに法に基づく開示請求を行えば、開示は可能である旨教示を行っている。

しかしながら、審査請求人は、当該文書の開示請求は行わずに、本件審査請求を継続するとのことである。

(5) 原処分の妥当性について

上記(3)及び(4)のとおり、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和2年2月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月19日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年7月16日 | 審議 |
| ⑤ 同年8月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして

不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書は、上記第1に掲げるとおりであり、審査請求人が開示を求める文書は、具体的には、以下の2文書である。

ア 「平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点の点数の根拠がわかる資料」（以下「本件対象文書1」という。）

イ 「平成30年4月診療報酬改定における（中略）K001浸潤麻酔の算定要件の変更に関する議事録や打ち合わせ記録など経緯がわかる資料」（以下「本件対象文書2」という。）

(2) 理由説明書3(2)において、諮問庁は、平成30年度診療報酬改定においては、歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔の点数(30点)の見直しを行っておらず、また、30年通知等で示される算定要件についても変更を行っていない旨を説明しているため、まずこの点について検討する。

なお、以下において、各回診療報酬改定の関係告示及び通知の資料は、厚生労働省ウェブサイト掲載の資料による。

ア 当審査会において、30年度歯科点数表と、平成28年度診療報酬改定の結果である平成28年厚生労働省告示第52号の別表第二歯科診療報酬点数表(以下「28年度歯科点数表」という。)とを比較・確認したところ、K001浸潤麻酔の点数は同じ30点であり、平成30年度診療報酬改定において当該点数の見直しは行われていないことが確認された。

イ 当審査会において、30年通知及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の別添2のそれぞれ第10部第1節K001浸潤麻酔(1)の項を比較・確認したところ、30年通知において、「浸潤麻酔が含まれ別に算定できない」対象として、「区分番号M001-2に掲げるう蝕歯即時充填形成及び区分番号M001-3に掲げるう蝕歯インレー修復形成」が追加記載されていることが認められた。

そこで、28年度歯科点数表及び30年度歯科点数表を見ると、それぞれの区分番号M001-2及び同M001-3の注記に「麻酔(中略)の費用は、所定点数に含まれる」との記載があることが確認された。このため、理由説明書3(2)における諮問庁の説明は、30年通知の当該部分に記載文言の変更はあるものの、これは「従来の

取扱いの整理・明確化を行った」ものであり、実際の算定方法に変更はないことを説明したものとして理解できる。

(3) 本件対象文書1については、本件開示請求文言上、平成30年度診療報酬改定で当該点数の「見直しがあった」ことを必ずしも前提としていないと解されることから、以下、検討する。

ア 諮問庁が説明するとおり、「平成30年4月診療報酬改定における歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点」は、30年度歯科点数表において定められている（理由説明書3(3)ア）。

そうすると、本件対象文書1は、要すれば、「歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点の点数の根拠がわかる資料」の開示を求めるものであるから、その対象は、平成30年4月診療報酬改定の際の資料に限られるものではなく、審査請求人が審査請求書及び意見書（上記第2）で主張する22年告示に関する文書等を含むと解する余地がある。

イ しかしながら、諮問庁は、理由説明書3(4)において、処分庁では、原処分の決定前に審査請求人に連絡し、開示可能な行政文書を特定するため聞き取りを実施しており、その際、処分庁としての考えを伝えた上で、「やむを得ず」不開示の原処分を行ったものであるとする。

その際に伝えられた「処分庁の考え」について、審査請求人は、「平成30年度の診療報酬改定では（歯科診療報酬点数表K001浸潤麻酔30点の）点数自体は変わっていないため」、本件対象文書1に該当する「資料がない」旨の内容であった（審査請求書ウ）としている。

ウ 上記の処分庁から審査請求人に対する連絡については、処分庁の考えを連絡することで、審査請求人にその開示請求の意図するところを明らかにする機会を与えたものと解することが相当である。しかしながら、諮問庁によれば、その際、審査請求人は、審査請求書に記載された主張等を述べることはなかった（理由説明書3(4)）とのことである。

以上を踏まえると、本件開示請求文言を「平成30年4月診療報酬改定における（中略）資料」と解する余地もあることから、22年告示に関する文書まで探索せず特定しなかったことはやむを得ないものと認められ、本件対象文書1を保有していないとした原処分について、これを取り消すには及ばないというべきである。

(4) 本件対象文書2については、本件開示請求文言上、平成30年度診療報酬改定において「K001浸潤麻酔の算定要件の変更」があったことを前提としていると解されるところ、平成30年度診療報酬改定におい

て当該点数の見直し及び実際の算定方法の変更は行われていないことを踏まえると、当該文書について、厚生労働省で作成・取得した事実はなく存在しない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とは認められず、首肯できる。

なお、30年通知の当該部分の記載の変更をもって、「算定要件の（記載の）変更」があったものと解する余地がないわけではないが、その場合であっても、28年度歯科点数表等で既に明記されている内容であり、実質的な議論を要したものは考えられないことから、「議事録や打ち合わせ記録など経緯がわかる資料」は保有していないとする諮問庁の説明は、なお合理的であるものと認められる。

(5) 上記(1)ないし(4)を踏まえると、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるとする諮問庁の主張は、これを是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

診療報酬改定は2年ごとに行われ、診療報酬点数表の全部が毎回の改定で見直し・変更されるものでないことは当然あり得ることである。診療報酬点数表の特定の部分の点数の根拠がいつの改定で検討されたものであるのかは、担当行政機関として容易に特定可能なものであるから、平成30年度改定で見直しされた部分でないから平成30年度改定の資料中に該当する部分はないとする処分庁の見解は、いささか狭きに失するものといわざるを得ない。

本件においては、上記のとおり、原処分前に審査請求人が自らの開示請求の意図を明らかにする機会があったと認められることから、原処分を取り消すには及ばないが、処分庁においては、担当行政について国民に説明する責務を全うすることが法の目的でもあることを踏まえ、今後、開示請求に係る文書を合理的かつ適切に特定するよう、一層留意することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを存在していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子